陸上自衛隊の射表に関する達を次のように定める。

昭和53年1月26日

陸上幕僚長 陸将 高品 武彦

陸上自衛隊の射表に関する達

改正 昭和 60 年 4 月 25 日達第 102-1-1号 昭和 61 年 4 月 4 日達第 61-6-1号 平成元年 2 月 10 日達第 122-127号 平成 13 年 3 月 21 日達第 102-1-2号 平成 20 年 3 月 19 日達第 102-1-3号 平成 26 年 3 月 12 日達第 102-1-5号 平成 29 年 9 月 30 日達第 102-1-5号 平成 29 年 3 月 27 日達第 102-1-6号 平成 30 年 3 月 16 日達第 102-1-7号 平成 31 年 4 月 19 日達第 122-302号 令和元年 6 月 27 日達第 122-303号 令和6年 3 月 21 日達第 102-1-8号

(趣旨)

第1条 この達は、火器等の射表に関し、研究開発に関する達(陸上自衛隊 達第100—1号)によるほか、射表の作成、制定及び印刷・配布等について 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 火器等 装備品等の部隊使用に関する訓令 (平成 19 年防衛省訓令 第74 号) 別表に掲げる火器、弾薬及び車両等をいう。
  - (2) 射表 各火器等ごと、それに使用される弾薬の標準状態における 弾道諸元及び風、気温等によるその修正量を記載した表をいう。
  - (3) 仮射表 射表を制定するまでの間において陸上幕僚長が定めるもので、射表に準じて作成するものをいう。

(資料の提出)

第3条 教育訓練研究本部長は、研究開発目標指針に基づき、翌年度の年度業務計画等に必要な射表の作成に関する資料を、別に示す時期までに、陸

上幕僚長(装備計画部長気付)に提出するものとする。

(作成の指示)

- 第4条 陸上幕僚長は、射表(案)の作成について、次の各号に掲げる事項 を教育訓練研究本部長に指示する。
  - (1) 射表(案)の名称
  - (2) 火器等の範囲及び組合せ
  - (3) 使用部隊の編制及び装備並びに射撃要領及び射表の数値の精度等 射表(案)の作成の前提となる事項
  - (4) 射表(案)の構成
  - (5) 射表(案)の作成上特に重視する事項
  - (6) 報告時期
  - (7) その他必要な事項

(作成及び報告)

第5条 教育訓練研究本部長は、前条の指示に基づき、射表(案)を作成 し、陸上幕僚長(装備計画部長気付)に報告するものとする。

(制定)

- 第6条 陸上幕僚長は、作成機関の長から報告された射表(案)を審査の 上、射表を制定する。
  - 2 射表の様式は、別紙に定めるとおりとする。

(印刷及び配布)

第7条 陸上幕僚長は、射表を印刷し、部隊等に配布する。

(改正及び廃止)

- 第8条 射表の改正及び廃止は、陸上幕僚長が行う。
  - 2 部隊等の長は、射表の内容について改正を要望する場合は、順序を経 て陸上幕僚長(運用支援・訓練部長気付)に上申するとともに、教育訓 練研究本部長に通知するものとする。

(陸上幕僚監部における事務手続)

- 第9条 装備計画部長は、運用支援・訓練部長と調整の上、射表(案)作成の指示のうち運用上必要な項目に関し期待する内容を明らかにする。
  - 2 装備計画部長は、技術及び予算上の可能性を検討の上、射表(案)作成の手続を行うものとする。
  - 3 装備計画部長は、教育訓練研究本部長から報告された射表(案)につき制定の手続を行うものとする。
- 第10条 運用支援・訓練部長は、射表が制定された場合、射表の印刷及び 配布の手続を行うものとする。
  - 2 運用支援・訓練部長は、射表の改正に関する部隊等の上申の内容を検

- 討の上、射表の改正に関し期待する内容を、当該射表を修正する対象年度の前前年度の10月15日までに装備計画部長に通知するものとする。
- 3 装備計画部長は、運用支援・訓練部長から通知された内容につき、技 術及び予算上の可能性を検討の上、射表(案)改正の手続を行うものと する。
- 第11条 射表の改正又は廃止に関する事務手続は、第9条第3項及び第 10条第1項の規定を準用する。

(仮射表)

第12条 仮射表の作成、制定及び印刷・配布等について必要な事項は、 第4条から第11条の規定を準用する。ただし、第4条に規定する指示事 項については、その一部を省略することができる。

## 附則

- この達は、昭和53年1月30日から施行する。
- 附 則(昭和60年4月25日陸上自衛隊達第102-1-1号)
  - この達は、昭和60年4月25日から施行する。
- 附 則(昭和61年4月4日陸上自衛隊達第61-6-1号抄)
  - 1 この達は、昭和 61 年 4 月 4 日から施行し、昭和 60 年 12 月 25 日から 適用する。
- 附 則(平成元年2月10日陸上自衛隊達第122-127号)
  - 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
  - 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使 用することができる。
- 附 則 (平成13年3月21日陸上自衛隊達第102-1-2号) この達は、平成13年3月27日から施行する。
- 附 則 (平成 20 年 3 月 19 日陸上自衛隊達第 102 1 3 号) この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成 26 年 3 月 12 日陸上自衛隊達第 102-1-4号) この達は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。
- 附 則 (平成 27 年 9 月 30 日陸上自衛隊達第 102-1-5号) この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成 29 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 102-1-6号) この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。
- 附 則 (平成30年3月16日陸上自衛隊達第102-1-7号) この達は、平成30年3月27日から施行する。
- 附 則 (平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122-302 号)

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使 用することができる。
- 附 則(令和元年6月27日陸上自衛隊達第122-303号)
  - 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
  - 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。
- 附 則(令和6年3月21日陸上自衛隊達第102-1-8号)
  - 1 この達は、令和6年3月21日から施行する。
  - 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

射 表 様 式 1 表 紙 2 表紙裏面 3 以下 (標題) 陸上自衛隊射表 射表〇〇〇〇 (標題) を次のように (前文) 定める。 標 題 序説 火砲の特性 適用弾薬 (本文) 射表の説明 陸上幕僚監部 射表諸元の算定について 令和 年 月 日 射撃実施上の注意事項 等 令和 年 月 陸上幕僚長階級氏名 日 射表

 $\mathcal{O}$ 

## 備考

- (2) 標題は、次の例による。
- (例) 99 式自走 155mm りゅう弾砲 (L15A2りゅう弾)
- (1) 規格は、日本産業規格A5縦を基準とする。 (3) 製本は、左2箇所針金とじ、見返しばりのくるみ表紙とする。
  - (4) 表紙の材質は、ビニール・クロスとし、また表紙の色は地を緑 色とし、文字及び数字は黒色とする。